

枚方市東部地域の活性化に向けた観光資源の指定基準

1. 目的

本市の概ねJR学研都市線以東の地域（以下、「東部地域」という。）では、「枚方市東部地域の活性化に向けて」（令和4年3月策定）において、地域の資産である豊かな自然や農地を残し、活用していくことと定めている。

これらの地域資源の維持保全のためには、良好な地域環境を維持しながらも、地域資源を観光資源として位置付け、多くの人が地域を訪れその魅力を感じるよう取り組むことで、より一層の地域活性化と魅力向上を図り、地域資源を守る担い手の確保に繋げる必要がある。

このことから、東部地域において有効利用を推進する観光資源の指定、ならびにその有効な利用等について必要な事項を、以下のとおり定める。

2. 観光資源の有効な利用において求めること

本市の「観光施策に関する考え方」（平成30年3月策定）を踏まえ、以下を目指す取組であること。

- (1)本市の市民が自ら誇りに思い、楽しみ、発信することができること。
- (2)本市の魅力を広く知ってもらうことで、多数の来訪者を獲得できること。
- (3)交流人口の増加による東部地域の「稼ぐ力」を引き出すこと。

3. 観光資源の指定

- (1)東部地域における農空間及び農業の営み。
- (2)東部地域において産出される農林産物及びその加工品。

4. 観光資源の有効な利用を図るための拠点とする区域

枚方農業振興地域整備計画書に基づく「農業振興地域」

5. 観光資源の有効な利用を図るために必要な施設

用途	項目
(1)飲食店	以下の項目を全て満たす施設であること。 ①原則として、可能な限り東部地域で調達した農林産物（自己が生産した農林産物を含む）を使用して調理・提供する施設であること。 ②深夜営業を常態とする施設、居酒屋・スナック・バーなど主として酒類を提供する施設、遊興飲食させる施設等でないこと。
(2)農林産物の加工施設	東部地域で産出される農林産物を使用した加工品を主に製造する施設であること。
(3)農林産物の販売施設	東部地域で産出される農林産物もしくは当該農林産物の加工品を主に販売する施設であること。
(4)宿泊施設	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に定める農林漁業体験民宿業を営む施設であること。なおこの際の農業体験は、東部地域で実施されるものであること。
(5)その他必要な管理施設等	東部地域で実施される観光資源を活用した余暇・健康増進活動の企画・実施・倉庫・休憩所等のための施設であること。

6. 施設にかかる建築物の要件

- (1) 良好な地域環境を維持する観点から、既存建築物であること。
- (2) 「観光資源の有効な利用上必要な建築物に関する取扱い基準」に適合した建築物であること。

7. 行為者の要件

長期間にわたり事業継続が見込めること。

8. その他の要件

- (1) 事業の内容等について地域住民等へ周知・説明を行い、合意形成が図られていること。
- (2) 用途に応じた利用者用の駐車場を確保すること。